

これからの難聴児支援に 対する提言

難聴対策推進議員連盟 第4回総会
一般財団法人 全日本ろうあ連盟

1

「手話言語」について (2018年6月9日 連盟見解公表)

• 「手話言語」とは

→ **手の形・位置・動き**をもとに、**表情**も活用する独自の文法体系をもった、**音声言語と対等な言語**

• きこえない人々が用いる手話言語には、

- ① 聴力を失った年齢
- ② 生まれ育った環境
- ③ 手話を獲得・習得した年齢など、様々な背景がある
→ それぞれが使う手話は色々だが、それら全てが手話であり、**音声言語である日本語と同じように「一つの言語」である**

2

人工内耳に関する見解 (2016年12月1日 連盟見解公表)

人工内耳装用児・者に対して、

- ① 本人やその保護者への情報提供や、子どもの将来を見据えるためのロールモデルの提供など、個々に応じた適切な支援が提供されること
- ② きこえない子どものコミュニケーション方法の一つとして、「手話言語」の情報が必ず提供されること

※ 上記2点を強く要望します

3

人工内耳に関する見解

従来の補聴器では十分な補聴が困難であった高度難聴に対して聴こえを提供できたことは評価する

→しかし、あくまでも人工内耳は補聴方法のひとつで人工内耳装用=「聞こえる人と同じ」になれるのではない

→きこえない子どものよりよい育ちのためには、保護者や医療従事者が、聴覚障害や手話言語について学習し、正しく理解することが必要

4

手話言語と人工内耳

「手話言語」は、すべてのきこえない・きこえにくい子どもたちにとって生きていく上での拠り所であり、セーフティネットとなる言語

・人工内耳により一定の聴力を提供できる可能性がある一方で、

- ① 実際の効果には個人差が極めて大きいこと
- ② 音声言語のみならず、手話言語を使用するコミュニティもあること
- ③ 本人が「自分はきこえる人と同じではない」という問題に直面する時期の対応が大切であること



この情報が、**日本全国どこでも**、本人や親(母親のみならず、父親にも)**にきちんと提供されるべき**

5

手話言語と人工内耳

・聴覚活用、聴覚回復などのリハビリテーション的側面のみならず、きこえない人たちの**文化**や、**アイデンティティ**などの**心理的課題**も十分に考慮した情報提供と、選択決定を支える支援の仕組みが必要

・「音声日本語か、手話言語か」という二者択一制ではなく、その子どものきこえの程度や、子どもや親の意思に応じて「**音声日本語も、手話言語も**」与え、子どもが成長してからどのようなコミュニケーション方法を望むかを**本人に選択させるべき**

6

ろう児・難聴児への支援の事例

・大阪府 乳幼児期手話獲得支援事業「こめっこ」

きこえない・きこえにくい乳幼児とその保護者への、手話言語の習得の機会を公的に支援・確保する相談等支援事業（2017年6月より実施）

→ 「聞く、話す、考える」という日本語の言語としての学びの過程と同じように、手話言語でも、「見てわかる、伝えられる、考えられる」力を養い、同時性・相互性・対等性・効率性の保障されたコミュニケーションを支援する環境づくりとして実施



きこえない子ども同士の出会い・集団の確保が必要

7

提言にあたって

- ・人工内耳装用児・者や保護者の声、実態調査
- ・過去のろう教育（口話教育等）の歴史
- ・現在のろう教育の実態
- ・手話言語等による教育の実態、調査研究
- ・海外（特に欧米諸国）の実情と文献
- ・医療、教育、言語の専門家の協力
- ・手話言語条例の広がり、手話言語市区長会、手話を広める知事の会等、手話言語への理解・普及
- ・日本語へのアクセス可能な社会の構築

8

まとめ

- 音声言語を主体と選択しても手話言語が学べる環境
- 成人のろう者・人工内耳装用者と触れ合うことができる環境
- きこえる保護者も理解し、安心できる社会

目指すところはきこえる人もきこえない人も共に生きることのできる**共生社会**であり、日本語も手話言語も共存できる社会である

互いに極端に偏らない考え方・行動を心がけることが大切